

活動成果報告書

令和6年度（第28回）「チヨダ地域保健推進賞」

活動テーマ 児童虐待防止啓発事業における学校や民間企業等と連携した戦略的展開について	
グループ名称・氏名(グループの場合は代表者名) 市原市役所子ども家庭総合支援課(こども家庭センター) 代表者：長谷川 瞳	 <p>すべての子どもは 愛され守られながら育つ権利がある</p> <p>いちはら 「秋のこどもまんなか月間」</p> <p>市原市 オッサくん</p>
勤務先：市原市役所 所 属：子ども未来部 子ども家庭総合支援課 所在地：〒290-8501 千葉県市原市国分寺台中央1-1-1 TEL：0436-23-9746 FAX：0436-24-2365	

◇活動方針

児童虐待防止啓発事業において、本市では令和4年度よりターゲットを明確にした周知啓発を意識して取り組んでいる。

対象①広く『市民』に向けた、児童虐待予防の意識醸成

対象②『子育て世帯』に向けた、育児支援・相談先周知

対象③『子どもたち』に向けた、子どもの人権に関する意識醸成

ターゲットに届きやすい啓発の工夫として、本市と包括連携協定を締結する学校や企業などとの協働による取り組みを展開することで、ターゲットのみならず協働する方の意識の変化を狙っている。また連携先を拡充することで、地域全体での児童虐待防止と子どもの人権に関する意識の向上を図ることを目指している。

◇活動内容とその成果

【活動内容】

(1) 活動①広く『市民』に向けた、児童虐待通報ダイヤル「189」周知

11月「秋のこどもまんなか月間」に、従来実施していた公共施設でのポスター掲示に加え、ドラッグストアや量販店等の商業施設への掲示も展開。(令和4年度：3社9店舗、令和5年度：4社10店舗、令和6年度：3社8店舗)令和6年度からは、市庁舎および商業施設での“いちはら「秋のこどもまんなか月間」”イベント会場にて、児童虐待や子どもの人権に関するパネル展を開催した。

(2) 活動②『子育て世帯』に向けた、早期の育児相談勧奨、「親子のための相談LINE」を周知

市内幼稚園・保育施設、放課後児童クラブ、地域団体等を通じて、リーフレットを配布。商業施設での“いちはら「秋のこどもまんなか月間」”イベントでは、子ども向けのワークショップを実施し、参加した親子への啓発物資配布と情報提供を行った。

活動成果報告書

(3) 活動③『子どもたち』に向けた、児童虐待や子どもの人権に関する意識向上、緊急時のSOS発信呼びかけ

ア 啓発媒体の作成・周知協力

子どもたち向けの啓発媒体を検討する中で、子どもに伝わりやすくする工夫として、年齢の近い高校生の協力を得ることとし、小中学生向けおよび中高生向けの2本の動画を作成。また、高校卒業生も巻き込み動画周知用のカード、リーフレット、ポスターのデザイン協力を得た。

“いちほら「秋のこどもまんなか月間」”イベント実施にあたり、高校・大学に運営協力を依頼。高校には子どもの人権についての呼びかけを、大学には子育て世帯をターゲットとしたワークショップの内容検討に協力を得た。

イ 啓発媒体を用いた知識の拡充

公立小中学生に貸与されているタブレット端末とカード配布により動画を周知。学級活動時間等での視聴を行った学校もあった。更に令和5、6年度には、市内公立・私立高校、特別支援学校へ対象を拡大し、リーフレット配布、ポスター掲示により動画を周知した。市内公共機関、主要駅等もポスター掲示を行うことで、様々な場面で目に触れる機会を設け周知を図った。



【活動成果】

(1) 啓発媒体作成・周知協力における成果

『子どもたち』に向けた啓発の一つとして、啓発媒体作成に参加した高校生については、作業過程で知識の獲得及び意識向上が感じられた。動画作成1年目は、虐待や子どもの人権についての知識はほぼなかった生徒も、2年目には“友人としてできることもあるのではないか”との発案から2本目の動画作成に至った経緯がある。

また、“いちほら「秋のこどもまんなか月間」”イベントでは、事前に学内で行った子どもの人権に関する学習やワークショップ準備を通して、内容のみならず対象に応じた媒体の作成や伝え方等の工夫等も協議検討してくれていた。当日運営にも携わることで親子との触れ合いの機会にもなり、大学からは学生自身の経験の場にもなったとの感想を得た。

啓発媒体作成や周知協力を携わることで、高校生・大学生自らの意識を高め、地域社会の一員としての自覚にも繋がっていると見える。また年々協力してくれる学校が拡大しており、近い将来親になる世代への早期の啓発として効果が期待できる。(令和4年度：高校1校、令和5年度：高校2校、令和6年度：高校、大学各1校)

活動成果報告書

(2) 啓発による成果

『市民』や『子育て世帯』の意識醸成については、すぐに目に見える変化が表れるものではないが、パネル展来場者からは「虐待はどうしたら減るだろうか」「行政がこのような取り組みに力を入れていることがよくわかった」等の声が聞かれた。単にポスターやパネル展示をするのみでなく、直接呼びかけることで来場者に考えるきっかけを与え、また行政としては直接反応を得られる機会となった。

『子どもたち』に向けた啓発では、動画を観た児童が、身近な大人へ相談する契機となった事例があった。また令和6年度は、高校から子どもの人権についての講話依頼をいただき、現在実施に向けて調整中である。教員等子どもの周囲にいる大人への意識醸成が図れていると評価でき、今後の啓発の取り組みとしての展開に期待しているところである。

商業施設でのイベント～高校・大学とのコラボ～



◇今後の計画

この事業は、当初より啓発動画周知用のカード、リーフレット、ポスターの印刷及びイベントの消耗品以外には予算をかけておらず、学校や商業施設等との連携により実施している事業である。特段の予算を設けなくても、学校や民間企業等と目的を共有し、互いにメリットが得られる方法を検討することで、啓発方法を工夫できさらに発展できることを実感している。

令和6年度から開始した“いちはら「秋のこどもまんなか月間」”イベントでは、これまで作成した啓発媒体の活用に加え、大学生の協力によるワークショップを取り入れ、子どもが手に取りやすい啓発物資の工夫を提案してもらったことで、より多くの親子や市民に児童虐待や子どもの人権保護を啓発・周知することができ好評を得た。大学生と共に作り上げた経緯から、参加学生からは次回に向けた発展的な意見も出ており、次年度以降の継続した活動が期待できる。

また、商業施設の協力を得てイベントを実施することは、商業施設側には集客や地域貢献、SDG s 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の実績に繋がり、さらに関わった商業施設関係者に対する、子どもや子育てを支援する意識の醸成も図ることができている。

今後も、児童虐待防止および子どもの人権に関する周知啓発を通して、地域の商業施設、高校や大学、そしてさらなる連携先の拡大に取り組むことで、「すべての子どもが愛され守られながら育つまち、いちはら」の発展に向けて尽力していきたい。